

国による「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の延長について

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、2022年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」により本年9月までの措置とされていた「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下本事業）」が継続されることとなりました。

新発田ガス株式会社は、すでに本事業に参画しており、この閣議決定に伴いまして、2023年2月検針分から10月検針分までの期間、国が定める値引き単価を踏まえてガス料金を算定としていたところを当面（12月使用、1月検針分まで）延長して値引きを実施いたします。なお、本事業による延長値引きに関しまして、**お客様自身でのお手続きや新発田ガスへのご連絡は不要です。対象期間中は自動的に値引きいたします。**

（1）適用期間、値引き単価

変更前【ガス料金の値引き単価】

2023年 2月検針分 ～9月検針分 30円/m³（税込）

2023年10月検針分 15円/m³（税込）



変更後【ガス料金の値引き単価】

2023年 2月検針分 ～9月検針分 30円/m³（税込）

2023年10月検針分 ～2024年1月検針分 15円/m³（税込）

1月使用分	2月使用分	3月使用分	～	9月使用分	10月使用分	11月使用分	12月使用分
2月検針分	3月検針分	4月検針分		10月検針分	11月検針分	12月検針分	1月検針分
▲30円/m ³	▲30円/m ³	▲30円/m ³		▲15円/m ³	▲15円/m ³	▲15円/m ³	▲15円/m ³

（2）対象外のお客様

都市ガス年間契約量が1,000万m³以上のお客様及び発電事業者は対象外となります。

（従来より変更はございません）

（3）お問合せ窓口

本事業の概要は経済産業省資源エネルギー庁の特設サイトをご覧ください。電気・ガス価格激変緩和対策事務局へお問い合わせください。

【経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト】

<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general>

【お問い合わせ窓口】 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局

TEL：0120-013-305 受付時間：全日 9時から 17時まで（年末年始を除く）